

公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社役員等の 報酬及び費用弁償等に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社（以下「本法人」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」）並びに、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「認定法」）、の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、認定法第5条第13号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 常勤の役員等にあつては、報酬及び通勤手当を支給する。非常勤の役員等については、報酬を支給する。

2 前項に定める通勤手当は職員の給与規則に定める例により支給する。

(報酬の額)

第4条 役員等に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|----|------------|
| (1) 理事長 | 年額 | 180,000円 |
| (2) 専務理事（常勤） | 年額 | 3,000,000円 |
| (3) 上記以外の役員 | 年額 | 36,000円 |
| (4) 評議員 | 年額 | 19,000円 |

(報酬の支給方法)

第5条 専務理事は、常勤役員とし報酬の支給日は、職員の給与規則の例による。非常勤の役員等の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に9月と3月に年額の各々2分の1を振り込むものとする。ただし、年の途中での補欠、増員あるい

は、辞任、解任となった役員等については月割によって計算する。

(費用)

第6条 役員等が本法人の職務の執行に伴い発生する、交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費は費用弁償として支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、職員の旅費規程の例による。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議による。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。